

議案第68号

調布市議会議員及び調布市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年9月3日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

公職選挙法の一部改正を踏まえ、市議会議員の選挙におけるビラの作成に要する費用について一定の範囲内で公費負担できることとするため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市議会議員及び調布市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例

調布市議会議員及び調布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例（平成5年調布市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「調布市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第5条の2中「（調布市長の選挙の場合に限る。）」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市議会議員及び調布市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。